

食品衛生法に基づく器具・容器包装の規格基準に規定される化学物質名称の
確認作業等における機密性情報の取り扱いについて

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

「食品衛生法に基づく器具・容器包装の規格基準に規定される化学物質名称の確認作業等の協力依頼」により、食品衛生法に基づく器具・容器包装の規格基準に規定される化学物質名称の確認作業等(以下「食品衛生法関連業務」という。)食品について、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が協力することとされた。

このため、厚生労働省と機構は、事業者からの届出情報等の機密性情報のうち、食品衛生法関連業務に必要な情報に限り、共有することとする。

これにあたり、機構は、次のとおり秘密保持に万全を期することとする。

- 食品衛生法関連業務において得た情報について、情報漏洩等がないよう、その機密性の区分に応じ適切に取り扱う。
- 食品衛生法関連業務において得た企業情報等の機密性情報については、当該関連業務以外の目的では使用しない。

本取り組みを確実に実施するため、機構においては、食品衛生法改関連業務において得た情報のうち、秘密保持が必要な情報の取り扱いのルールを別添のとおり定めることとする。なお、これまでに得た秘密保持が必要な情報についても同様の扱いとする。

この申し合わせ事項は、令和2年5月19日から適用する。

機構化学物質管理センターにおける
食品衛生法関連業務に係る企業情報の取扱いルール

本ルールの対象となる情報	食品衛生法関連業務を通じて入手した情報であって、機微な内容を含むもの（秘密文書には相当しないが情報公開法の不開示情報に該当する情報）とする。
保存場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面 機構内の施錠可能な書庫内に保存する。なお、書庫の鍵は、鍵管理システムにて管理する。 ・ 電子媒体 機構内のアクセス制限を付与した共有ドライブ内及び情報を納めた BD-R 等光学記録媒体にて管理する。なお、光学記録媒体の保管は、書面と同様に施錠可能な書庫内に保存し、書庫の鍵は、鍵管理システムにて管理する。
アクセス範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面 鍵管理システムにて管理されている保管書庫の鍵及び保管書庫へのアクセスは、機構担当課室長及び同課室長から指定された担当者とする。 ・ 電子媒体 機構内のアクセス制限を付与した共有ドライブ内及び光学記録媒体が保管されている書庫へのアクセスは、機構担当課室長及び同課室長から指定された担当者とする。
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構担当課内での情報提供 機構担当者の判断によるものとする。 ・ 厚生労働省への情報提供 機構担当者の判断によるものとする。
移送	厚生労働省と機構間における電子情報の移送は、基本的にすべて電子情報化するものとし、機構所有のファイル交換システムを利用するものとする。加えて、パスワード付き ZIP ファイルを添

	<p>付した電子メールでの移送、パスワード付きファイルを保存したBD-R等光学記録媒体による移送も利用できるものとする。</p> <p>移送後は、速やかに機構内のアクセス制限を付与した共有ドライブ内及び情報を納めたBD-R等光学記録媒体にて管理する。</p>
廃棄	<ul style="list-style-type: none">・ 書面 <p>使用後の書面情報は、シュレッダー、溶解処理などを用いて情報漏洩がないよう速やかに処理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電子媒体 <p>使用後の電子情報については、速やかに共有フォルダから削除する。なお、共有フォルダからの完全削除は、サーバー交換時にハードディスクドライブの物理的破壊、複数回の上書き処理を施すなど情報の復旧が困難な処理を実施する。また、ファイル交換システムからの廃棄は、利用回数又は利用期間の上限を超えた段階の自動消去又は担当者が自らファイル交換システムから消去した段階、電子メールについては、添付ファイルを削除した段階、光学記録媒体については、媒体の物理的破壊等を行った段階を廃棄とする。</p>

※ 本ルールにおける「書面」については、作業の際に電子情報を書面情報に変換する必要がある場合に適用されるものとする。